

成年後見人として社会福祉分野に求められる援助のあり方

The Way of the Support which is required from the Field of Social Welfare as the Lawful Age Guardian

藤田 委子
Tomoko Fujita

目 次

- I. はじめに
- II. 成年後見制度とその利用支援
- III. 成年後見人などに課せられる職務
- IV. 第三者による成年後見受任の期待と課題
- V. おわりに

I. はじめに

認知症の高齢者・知的障害者・精神障害者などのなかには、財産管理、契約および遺産分割などの法律行為を自ら行うことが困難な人たちがいる。そのため、消費者被害に遭うケースもある。過去に高齢者をターゲットとし、全国展開をした詐欺事件として、「豊田商事事件」が有名である¹⁾。こうした事件は、高齢者のみならず、消費者被害に遭う知的障害者・精神障害者が増加している²⁾。

このように法律行為における意思表示や選択決定の困難な人たちに対して、彼らの不十分な判断能力を補って損害を受けないようにすると同時に、本人の権利が護られる制度が成年後見制度である。この制度は2000年に民法に規定されていた従来³⁾の禁治産および準禁治産の制度を改正することによって制度化された³⁾。

成年後見制度は、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーションの理念と従来の本人の保護の理念との調和を旨として、本人の個別の状況に応じた柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度として施行された。禁治産・準禁治産という名称から成年後見・保佐に改称し、新たに補助の制度が創設された。加えて、任意後見制度という判断能力が低下する以前に、契約によって本人の意思を反映する制度が導入された。

契約することが困難な人に代理人を立てて援助する成年後見制度は、消費者被害に遭わないようにするためだけでなく、福祉サービス利用者の権利擁護という取組みに必要な制度である。そのため、社会福祉分野の従事者は、認知症の高齢者・知的障害者・精神障害者などをクライアントとするため、成年後見制度への認識が不可欠である。とりわけ、福

祉職をめざす福祉系大学における社会福祉士が成年後見人として職務を担う機会が増えて
いる現状から、同制度の教育は大切である。

そこで、本稿では、成年後見制度を概観するなかで、とくに制度の施行前後から議論さ
れ、指摘されてきた点を中心に述べる。また、成年後見人などが担う職務内容や状況など
を踏まえながら、その職務を担う法律専門家と社会福祉分野に求められる期待と課題を考
察したい。

II. 成年後見制度とその利用支援

1. 法定後見制度の概要

成年後見制度は、後見・保佐・補助の制度を法定後見と称している。法定後見制度は、
判断能力が低下した状態の本人のために、家庭裁判所で成年後見人などを選任し、法の定
めによる範囲の権限を成年後見人などに与える制度である。

(1) 後見制度

後見制度は、禁治産制度を改正した制度である。後見制度は、「精神上の障害により事
理を弁識する能力を欠く常況にある者」について、家庭裁判所が、本人、配偶者、四親等
内の親族などの請求により後見開始の審判をすることができる（民法第7条）。申立人が
いないような場合などに、本人の福祉を図るためとくに必要と認めるときには、市町村長
による申立てが可能である⁴⁾。

成年後見人は、成年被後見人の法律行為について広範な代理権と取消権をもつが、自己
決定の尊重の観点から、「日用品の購入その他日常生活に関する行為」については、取消
することができないとしている（第9条）。成年後見人は、成年被後見人の心身の状態、生
活・財産の状況、成年後見人となる者の職業や経歴、利害関係の有無、その他一切の事情
を考慮して選任される⁵⁾。

これに対して、成年後見人となることができない人は、①未成年、②家庭裁判所で罷免
された法定後見人、保佐人または補助人、③破産者、④成年被後見人に対して訴訟し、ま
たはした者とその配偶者や親族、⑤行方不明者である（第847条⁶⁾。

後見の事務として、成年後見人は、財産管理を行うとともに、その財産に関する法律行
為を代表する（第859条第1項）。土地建物の処分は、成年被後見人の心身や生活に影響
を及ぼすものであるから家庭裁判所の許可が必要である（第859条の3）。また、療養看
護、財産管理において成年被後見人の意思を尊重するとともに、心身の状態・生活に配慮
しなければならない（第858条⁷⁾。

家庭裁判所は、成年後見監督人の必要があると認めた場合、本人・親族・成年後見人の
請求または家庭裁判所の職権による選任が可能である（第849条の2）。成年後見監督人
になれない人は、成年後見人の配偶者、直系血族、きょうだいである（第850条）。

(2) 保佐制度

保佐制度は、準禁治産制度を改正した制度である。同制度は、精神上の障害により事理を弁識する能力を「著しく不十分である者」について、家庭裁判所が、本人、配偶者、四親等内の親族などの請求により、保佐開始の審判をすることができる（第11条⁸⁾。

成年後見制度と同様に、日常生活を営むのに必要な法律行為に関しては取消すことができない。保佐人の同意権の範囲は、重要な財産上の管理のみとなっている⁹⁾。また、保佐人は後見制度と同様に、療養看護、財産管理において被保佐人の意思を尊重するとともに、心身の状態・生活に配慮しなければならない（第876条の5第1項）。保佐人の欠格事由、辞任・解任および終了の事務は、成年後見人の規定を準用する。

保佐監督人は、本人・親族・保佐人の請求、または家庭裁判所の職権による選任が可能である（第867条第3項）。保佐監督人の欠格事由、辞任・解任および職務も、成年後見監督人の規定を準用する。

(3) 補助制度

補助制度は、成年後見・保佐の対象とならない判断能力の低下が軽度の状態の者を対象とした新設の制度である。精神上の障害により事理を弁識する能力が「不十分である者」について、家庭裁判所が、本人、配偶者、四親等内の親族などの請求により補助開始の審判をすることができる（第15条）。本人以外の者の請求には、本人の同意が必要である（同条第2項）。本人の請求は、判断能力が不十分である者であっても、補助制度を理解し、同意する意思能力が必要である。

成年後見および保佐制度と同様に、日常生活を営むのに必要な法律行為に関しては取消すことができない。補助人は、成年後見人・保佐人と同様に、療養看護、財産管理において被補助人の意思を尊重するとともに、心身の状態・生活に配慮しなければならない（第876条の5第1項）。補助人の欠格事由、辞任・解任および終了の事務は、成年後見人の規定を準用する。

補助監督人は、本人・親族・補助人の請求、または家庭裁判所の職権による選任が可能である（第867条の3）。補助監督人の欠格事由、辞任・解任および職務は、成年後見監督人の規定を準用する。

2. 任意後見制度の概要

任意後見制度は、判断能力低下に備えた任意代理権とその監督制度である。任意後見制度は、2000年民法改正と同時に施行された「任意後見契約に関する法律」（以下、任意後見契約法という）に規定されている。任意後見制度は、本人の意思が反映された契約であるため、自己決定と私的自治が尊重された制度である。任意後見契約の締結は、本人（委任者）の判断能力が低下する前に任意後見監督人を選任後、任意後見人となる者（任意後見受任者）を選任する。将来の任意後見人に委任したい生活、療養看護および財産管理に

関する事務の全部または一部について代理権を付与する委任契約を公正証書によって結ぶ。この契約には、後見が必要となったとき、家庭裁判所において、任意後見監督人を選任した時点から契約の内容の効力が発生する特約を付けていることが必要である（任意後見契約法第2条）。

任意後見制度は法定後見制度に優先されており、本人の自己決定が重んじられている。任意後見監督人の選任の申立ては、本人が行うか、本人の同意が必要である（任意後見契約法第4条第1項）。任意後見人は、法定後見制度と同様に、療養看護、財産管理において被後見人の意思を尊重するとともに、心身の状態・生活に配慮しなければならない（同法第6条）。なお、任意後見制度の利用形態としては、以下の3つに分類することができる¹⁰⁾。

(1) 将来型

任意後見契約の典型的な利用の方法である。現在は、後見人を必要としないが、将来、判断能力が低下することに備えて、任意後見契約を締結しておくという形態である。法律に則したものであり、成年者が認知症に備えるという利用などが考えられる。

(2) 即効型

判断能力は低下しているが、任意後見契約が結べる程度であれば、契約し、直後に任意後見監督人を選任し、契約の効力を発生させるという利用の方法である。法定後見制度を利用するより、本人の意思決定を尊重する方法として任意後見制度が有効とされる場合に活用できる。軽度の認知性の高齢者、知的障害者および精神障害者を対象に利用が考えられる。

(3) 移行型

通常の任意代理の委任契約からの任意後見制度に移行する形態である。本人の判断能力低下以前は、通常の任意代理の事務を行い、判断能力低下以後は、任意後見契約による事務を行うという利用の形態である。

3. 成年後見登記制度

成年後見登記制度は、成年後見人などの権限や任意後見契約の内容などをコンピュータ・システムによって登記し、登記官が登記事項を証明した登記事項証明書（登記事項の証明書・登記されていないことの証明書）を発行することによって登記情報を開示する制度である。禁治産および準禁治産においては戸籍の記載によって公示していたが、プライバシーの保護の観点と任意後見制度の創設によって、以前の戸籍記載では対応できないこととなったため、登記という公示方法となった。

全国の成年後見制度の登記事務は東京法務局が取り扱う。登記事項は、磁気ディスクを用いて後見登記等のファイルに記録される（後見登記に関する法律第4条）。「登記事項証明書」、「登記されていないことの証明書」などによって、成年被後見人などかどうか証明

することができる(同法第10条の1)。取引の安全上とプライバシーの保護により「登記事項証明書」の交付請求者は限定されている(同法第10条の2)。

登記を利用する例として、成年後見人などが、本人に代わって財産の売買・介護サービス提供契約などを締結するときに、取引相手に対し「登記事項証明書」を提示することによって、その権限などを確認してもらうという利用方法がある。

4. 成年後見制度の利用支援

成年後見制度の活用を支援するものとして、市町村による成年後見制度利用支援事業、社会福祉協議会などによる成年後見制度利用支援事業、弁護士会・司法書士会・社会福祉士会などの団体による成年後見制度利用支援などがある。職能団体の成年後見制度利用支援には、「東京弁護士会のオアシス」、「日本司法書士会の社団法人成年後見センター・リーガルサポート」、「日本社会福祉士会の権利擁護センター・ぱあとなあ」などがある。ほかに、行政書士、税理士、公証人などの専門職の支援がある。また、特定非営利活動法人によるものや、専門職によるネットワークによって組織化された団体が各地にある。

成年後見・保佐・補助の開始の審判をする申立権がある市町村が「成年後見制度利用支援事業」を実施することは、その役割に期待するところが大きい。成年後見制度利用支援事業は、2001年度からの介護予防・生活支援事業のメニュー事業であり、現在は、介護保険法による地域支援事業において任意事業として展開されている。この支援事業は、成年後見制度を必要とする認知症高齢者や知的障害者が成年後見制度の理解が不足していたり、費用負担することが困難であったりすることで利用が進まないことがないようにするための制度である。具体的には、成年後見制度の利用促進のための広報・普及活動や申立て・成年後見人などへの報酬に要する経費について補助を行う。

Ⅲ. 成年後見人などに課せられる職務

1. 身上配慮事務に関する配慮義務の範囲

成年後見人などの職務には、共通して身上配慮義務が規定されていた。成年後見人などが行う法律行為には、介護契約・施設入所契約・医療契約などの身上監護を目的とするものはもとより、売買契約・賃貸借契約・消費賃貸借契約などの財産管理に関するものがある。これらは、本人の身上に関係する事項が多いことから、成年後見人などには、本人の身上に配慮してその事務を遂行すべきとして規定されている¹¹⁾。改正以前の禁治産制度には、療養看護に努める義務が規定されていた。身上に関する規定は療養看護のみであったため、その他の注意義務について定めておらず、介護労働などの事実行為との境界が不明瞭であった。したがって、新しい成年後見制度には、成年後見人などの職務の全般において身上配慮義務が導入された。そして、自己決定の観点から、本人の意思を尊重すべき義

務も規定された（第 858 条）。

改正にあたって、この身上配慮義務がどの範囲にまで及ぶのかが議論の対象となった。その際、この身上配慮義務は、成年後見人などの後見事務の遂行にあたって「善管注意義務」、すなわち「善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務」である受任者の注意義務（第 644 条）の内容を具体化したものとされている¹²⁾。したがって、成年後見人などの職務は、介護などの事実行為は含まれないとなった。もし介護が必要となれば、福祉サービスを利用するよう手配をすることなどが、職務となっている。

これに対して、改正後に、身上配慮義務の独自性を強調した「固有の身上配慮義務」の視点が論じられている。成年後見制度における財産管理が、真に「利用者のための財産管理」とするなら財産を保全することなく、本人の生活の質を向上させるために積極的に消費されるべきであるとし、善管注意義務を超える内容であるとしている。そして、「固有の身上配慮義務」は、具体的な制度の運用において必要であると論じられている¹³⁾。

2. 身上監護

また、身上配慮義務の範囲については、身上監護に関しても論じられている。成年後見制度の利用にあたっては、まず「被保護者の積極的保護」が必要である。そして、「被保護者にとって最も重要なことは、被保護状態に陥っているにもかかわらず、可能な限り自己決定権が尊重され、自己の意思に従って普通の日常生活が送れるように社会的に援護することである。そのために不可欠な法的システムとは原則として被保護者の能力を剥奪・限定せず、その自己決定権を尊重したうえで身上監護を重視し、必要とされる場合にのみ必要とされる範囲で目目細かい援護の手を伸べるものでなければならない」と強調している¹⁴⁾。また、その身上監護を重視するには、以下の 2 つの機能を示している¹⁵⁾。

(1) 財産行為不関与型身上監護事項

身上監護は典型的な法律行為とはその性格を異にし、いかなる種類の法律行為でもなく、何らかの具体的法律効果を伴わない単なる意思決定（事実行為）をいう。例えば、タンスの中にある服のどれを着るのか、どこに散歩で出かけるのかという決定をいう。

(2) 財産行為関与型身上監護事項

何らかの財産行為を随伴している意思決定をいう。例えば、健康維持のためにどのような内容の給食サービスを購入するのかという決定をいう。

このように、身上監護は、財産管理と分類しにくい性質を持っているため、実務上、身上監護は拡大解釈される傾向がある。

これに対して、「タンスの中にある服のどれを着るのか、どこに散歩で出かけるのかという決定」は、決して身上監護に含まれるものではなく、内容的には介護労働そのものであると批判する説がある。つまり、「身上監護という概念を利用して成年後見制度によって介護労働を保障しようという学説は、後見人を介護についての最終責任を負う者、つま

り介護サービスを購入して供給できなければ自ら提供する義務を負う者と位置づける」という点を指摘し、危惧している¹⁶⁾。

後見人などの職務に、事実行為として看護・介護を含まないとするのは、立法者においても共通した見解をもっている。しかし、どこまで介護・看護の手配・決定を後見人などができるのかは、明らかになっていない。確かに、拡大解釈されることで、後見人の負担が増したり、本人の能力を低下させたり、本人とパートナーシステックな関係になったりなど、両者は制度の趣旨とは異なった関係になる危険が想定されよう。だが、後見人が広範な決定権をもっているにもかかわらず職務を消極的に行うことも、また、制度の趣旨と異なったものになってしまう。後見人の職務の範囲を定めるには、さらに広範な議論が必要である。

3. 権利擁護

福祉サービスが契約方式で提供されることで、サービスを提供される側の権利に注目されるようになった。判断能力が低下した人にとって、権利が侵害されることは脅威である。福祉サービスにおいても、成年後見制度においても、本人の権利を擁護することが福祉従業者や後見人の務めである。

成年後見制度の改正に関しては、要綱試案の段階において、身上配慮義務の内容に、「アドボカシー」の用語が登場している。そこでは、「advocacy」は、本人の身上面に関する利益の主張を補助し、または本人の身上面に関する利益を代弁することと説明されている¹⁷⁾。

ソーシャルワークにおいては、「アドボカシーは、個人や多数のクライアント、グループやコミュニティのために、社会的正義と目標を持ちながら、代弁・擁護・介入・援助・行動方針を進める一連の活動」であり¹⁸⁾、また、「市民であれば当然守られるべき法的利益さえ侵害されている当事者の立場を擁護し、侵害されるおそれのある当事者の生活を支えている手立てを講じようとする」と定義されている¹⁹⁾。

権利擁護は、「高齢者・障害者が、個人の尊厳と自己決定の尊重された豊かな生存権保障のため、必要かつ適切な介護・医療サービス、財産管理、所得保障、住居の確保、就労支援、社会参加など生活支援全般について、各種の社会福祉サービスその他の社会資源を主体的に利用することのできるための利用者支援のあり方とその基盤整備の総体」である²⁰⁾。援助者が自らの意思を表現することが困難な人の代弁者となる。このように、権利を擁護するということは、後見人の職務・身上配慮義務と共通している。また、後見人は「地域福祉権利擁護事業」、「苦情解決制度」、「福祉オンブズパーソン活動」などの権利が護られるために必要な制度や活動にも精通しておくことが必要となる。

なお、権利侵害の1つに虐待がある。その場合、後見人として本人への見守りから、問題解決への介入が必要となる。この点については、紙数の関係上、今後の機会に論じたい。

IV. 第三者による成年後見受任の期待と課題

1. 親族による成年後見人の課題

成年後見関係事件では、本人と成年後見人との関係が親族である場合が大半を占めている。第三者による成年後見受任件数は増加しているものの、その数は依然少ない。第三者による成年後見受任が参入しにくい理由の1つに、身上配慮義務など職務の範囲が不明瞭であるという点がある。後見職務が本人の生活に密接につながるため、後見職務の範囲が定まっていないと責任所在などがわからないからである。また、財産や介護について第三者に知られたくないという意識も理由に含まれる点もある。

ところで、親族の後見人によって被後見人が被害者となったケースがある。成年後見制度の施行直後の数年間に新聞で掲載された事例には、以下がある²¹⁾。

【事例1】

2000年、財産管理人と成年後見人の地位を悪用し、叔母の預貯金約1,750万円を着服した事件がおこった。前橋地裁は、求刑懲役3年に対して懲役2年を言い渡した。

【事例2】

成年後見人の立場を悪用して、弟の損害賠償金を着服した事件である。被告は、2001年交通事故で意識不明となった弟の成年後見人に選任され、損害賠償金を管理していたが、1億2,120万円を着服した。その使い道は、先物取引に使った。求刑懲役5年に対し、大津地裁は懲役5年を言い渡した。

【事例3】

成年後見制度を悪用した事件である。2001年、被告は、認知症で財産管理ができなくなった叔母夫婦の成年後見人就任の打診を受けた。借金があったが、家裁職員に内縁の妻の通帳を見せ財産を持っているように偽装し、後見人に就任する。就任後、設立した会社の資金やパチンコ代のために夫婦の貯金約4,000万円を着服した。被後見人の財産を勝手に使えると思つての犯行であった。さいたま地裁は、求刑懲役4年に対し懲役3年と判決した。

親族であるどの被告も、成年後見制度への理解や認識が不十分であったため、被後見人の財産を自分のものにできると思い込み、被後見人の財産を着服したり、使用したりしていた。それは、刑法第244条の「親族間の犯罪に関する特例」によって免責されるという勘違いも想定される²²⁾。親族間であっても、家庭裁判所で後見開始の審判がされて、後見人としての職務を担うという認識が欠けている。被後見人に多額の財産がある場合や、疎遠な親族しか存在しない場合には、第三者による成年後見受任の方が、被害を受ける確率が低いと期待される。

2. 成年後見における第三者としての法律専門家と福祉専門家の課題

第三者による成年後見受任において、弁護士・司法書士などの法律の専門家が選任されることがある。すなわち、法律専門家が選任されるということは、財産管理が複雑であったり訴訟に関係するケースであったりする場合に、家庭裁判所が本人の生活の状況などから判断して法律専門家が選任される。

しかし、後見人制度の施行当初から、後見人としての職務として、身上監護における部分が二次的になるおそれがあるとの指摘がある。法律専門家は、財産管理や親族との対立に適しているが福祉サービスに関する知識が十分ではなく、法律専門家が単独で身上監護を行うことは大変な負担で、見守り活動を行うことは不可能に近いとの指摘である²³⁾。福祉の専門家でなくても身上監護を十分に実現するためには、福祉従事者との連携を図ることが提案されている。また、法律専門家が本人の生活の細部にまで目配りすることは困難で、弁護士があらゆる場合に後見人に就任することは、可能でもなければ適当でもないとの指摘もある²⁴⁾。

他方、社会福祉士が成年後見人として職務に就くにあたっては、法律の知識をさらに身につけなければならない。その際、法律専門家ほどの知識や経験を有する必要はない。法律専門家が福祉サービスに関する知識を必要として、社会福祉士と連携することを求められているように、社会福祉士が被後見人の必要とする支援に法律専門家の知識が必要であれば、法律専門家と連携することが望ましいと提言されている²⁵⁾。

3. 社会福祉士に求められる援助のあり方

したがって、社会福祉士が後見人としてふさわしいといえるのはどのような場合かを考えたい。後見制度の施行直後から、社会福祉士は第三者の成年後見受任者としてアピールできる一方で、「『成年後見人には権限が及ばない問題』等を抜きにしては、後見業務を果たしえない」、「成年後見人の判断を超える過大な期待と福祉専門職としての視点の混在」があるとの指摘がある²⁶⁾。

福祉の専門家として、本人や家族そして法律の専門家から福祉的な配慮・身上配慮への期待は大きい。しかし、その期待にそえるには、後見人としての職務以上の判断が課されることもある。例えば、手術やインフルエンザの予防注射などの本人の身体に対する医療行為である医的侵襲行為への同意などがある。また医的侵襲行為は、一身専属的な事項であって、後見人の権限には含まれていない。なお、胃ろうを造設することに同意した事例では、後見人は同意したことを家庭裁判所に報告している²⁷⁾。

前述したように、どこまで介護や看護の手配および決定を後見人などができるのか、明らかになっていない以上、制度の乱用とならないよう職務にあたる必要がある。

V. おわりに

成年後見制度が施行されて、12年目となった。この制度を必要とする人が躊躇なく利用するようになるためには、さまざまな課題が残っている。社会福祉士は、認知症の高齢者・知的障害者・精神障害者などをクライアントとするため、その課題をクライアントとともに解決する、または、クライアントのためにその課題に取り組まなければならない。

成年後見制度の「身上監護」、「身上配慮」の概念は、ソーシャルワーカーの本来業務のなかの1つとして従来から存在していた²⁸⁾。社会福祉士の援助と成年後見人としての援助は、密接に関っており、共通点も多い。社会福祉士の知識・技術を持って後見人として援助することは、大いに評価される。しかし、後見人としての職務と福祉専門職の職務とを分けなければ、被後見人生活・健康・財産などすべてを委ねるといことになりかねない。成年後見制度の活用によっては、「究極の代行主義」と批判される²⁹⁾。

成年後見人として、社会福祉分野に求められる援助のあり方を考えるとき、社会福祉士がとして援助関係を築こうとすることと、後見人として職務を遂行することとの間に矛盾が存在してしまう。その矛盾に気づきながらも、被後見人のもっている能力を活用し、成年被後見人の自己決定を尊重することに成年後見制度の意義がある。それが、「成年後見制度は大いに多用してこそ磨かれるものであり、それを社会福祉の視点から取り組むことは、社会福祉における『権利擁護』の実現」³⁰⁾につながっていくといえよう。

注

- 1) 豊田商事事件は、1981年設立した豊田商事（設立当時は大阪豊田商事）が、客に売った金を会社で預かって運用すると称し、預かり証券と引き換えに現金をだまし取る詐欺商法を全国展開した事件である。豊田商事は約29,000人から2000億円余を集めた。しかし、破産管財人が回収できたのは被害総額の10.5%だけであった。捜査終了時の1987年には、被害者の64%が60歳以上であった。なお、豊田商事事件以降も高齢者をターゲットとした悪質商法は後を絶たない。「次々販売」被害やファーストクラブ詐欺事件など、高齢者を狙う事件が報道されている。朝日新聞2004年5月26日、毎日新聞2004年9月3日参照。
- 2) 被害者が関係省庁の無策で被害が拡大したとして国に賠償を求めていたが、1993年10月1日大阪地裁の判決は請求を棄却、2審大阪高裁も1998年1月原告側の控訴を棄却した。2002年9月、最高裁は上告を棄却する判決を言い渡した。毎日新聞2002年9月26日、1998年1月30日、1987年7月8日参照。
- 3) 改正以前の禁治産および準禁治産の制度は、本人の財産保全をする目的のもとに本人の法律行為をすべて、またはその一部を禁じるものであった。この制度が後見人や保佐人が一人に限定して定められており、禁治産および準禁治産の宣告の公示が戸籍の記載とされるなど、禁治産という用語に抵抗感も制度の利用の思いとどまらせたため、制度の利用は少なかった。とりわけ、禁治産の制度は、後で無効を主張されることがあるため、日常生活上に必要な行為などで支障をきたすことがあった。同時に、2000年に施行された介護保険制度をはじめとする契約方式の福祉サービスへの移行によって、本人による契約が必要となった。契約によって本人とサービス提供者が対等となり、サービスを選ぶことができるようになるなど利点も生まれたが、福祉サービスを必要とする人の契約する能力が問われるようになったため、成年後見制度の施行へとつながった。

- 4) 老人福祉法第 32 条、知的障害者福祉法第 27 条の 3、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 51 条の 11 の 2。なお、後見開始の審判により、本人（成年被後見人）に家庭裁判所の職権で成年後見人を選任する（民法第 8 条・第 843 の 1 項）。
- 5) 規定には、成年後見人となる者が「法人」である場合を示してあることから、成年後見人などに法人がなることができると解釈できる（第 843 条の 4 項）。成年後見人が、複数であるときは、家庭裁判所は事務を共同または分掌して権限を定めることができる（第 859 条の 2）と定めている。したがって、成年後見人の選任は、複数も可能であると解釈できる。
- 6) 成年後見人などになるための資格などの条件はないが、成年後見人などに選任されるのは、家庭裁判所による個々の事情に適した判断に委ねられる。審判終了後、選任された成年後見人は、成年被後見人の財産の調査及び目録の調整を作成しなければならない（第 853 条）。
- 7) 民法第 858 条は、身上配慮義務と呼ばれている。成年後見人は、成年被後見人の死亡によって、職務を終了とするが、正当な事由をもって辞任することができる（第 844 条）。そのときは、成年後見人は新たな成年後見人の選任を請求する義務がある（第 845 条）。不正行為、不行跡、任務に不適な事由のある成年後見人は、解任することができる（第 846 条）。成年後見人の事務が終了したときは、その管理の計算をしなければならない（第 870 条）。
- 8) この判断能力が「著しく不十分な状態」とは、成年後見の程度には達していない状態をいう。従来の準禁治産制度においては、「浪費者」も申立てすることができたが、この制度は、判断能力を補う制度であることから、「浪費者」は除外された。
- 9) 保佐人は、①元本を領取しまたはその利用、②借財または保証、③不動産やその他重要な財産の処分など、④訴訟、⑤贈与・和解・仲介契約、⑥相続の承認・放棄または遺産分割、⑦贈与・贈与の拒絶または負担付贈与・遺贈の受諾、⑧新築・改築・増築・大修繕、⑨建物について 3 年、土地について 5 年を超える賃貸借契約など（第 12 条の 1 項）の行為についての同意権をもつ（第 13 条 1 項）。また、本人の同意によって、特定の法律行為の代理権を保佐人に付与できる（第 876 条の 4）。
- 10) 岩井伸晃（2000）「法定後見制度と任意後見制度」新井 誠編『成年後見 —— 法律の解説と活用の方法』有斐閣、30-32 頁参照。
- 11) 小林昭彦・大鷹一郎編（2000）『わかりやすい新成年後見制度 [新版]』有斐閣、38-39 頁参照。
- 12) 上山 泰（2001）「身上監護をめぐる諸問題について」『ジュリスト』第 1211 号、49 頁参照。
- 13) 上山 泰（2000）『成年後見と身上配慮』筒井書房、57-68 頁参照。
- 14) 新井 誠（1994）『高齢社会の成年後見法』有斐閣、2 頁引用。
- 15) 前掲注、148 頁引用。
- 16) 水野紀子（2000）「成年後見人の身上監護義務」『判例タイムズ』第 1030 号、97-109 頁引用。
- 17) 「成年後見制度に関する要綱試案 補足説明 平成 10 年 4 月 14 日」において、説明されている。
- 18) Mickelson James S. (1995) "Encyclopedia of Social Work 19th Edition ①" NASW PRESS、95 頁引用。
- 19) 『現代社会福祉辞典』（2003）有斐閣、108 頁引用。
- 20) 日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会編（2002）『契約型福祉社会と権利擁護のあり方を考える —— 高齢者・障害者主権の確立のために ——』あけび書房、30 頁引用。
- 21) 事例 1：朝日新聞 2002 年 6 月 11 日、事例 2：朝日新聞 2003 年 6 月 25 日、事例 3：朝日新聞 2004 年 7 月 27 日参照。
- 22) 刑法 244 条では、配偶者、直系血族または同居の親族との間で「窃盗の罪」、「不動産侵奪の罪」またはこれらの罪の未遂罪を侵した者は、その刑を免除すると定めている。

- 23) 赤沼康弘 (2001) 「成年後見制度施行1年で見えてきた課題」『実践成年後見』第2号、10頁参照。
- 24) 秦 悟志 (2000) 「成年後見制度における法律実務家の役割」『実践成年後見』第1号、77頁参照。
- 25) 青木佳史 (2003) 「大阪弁護士会と大阪社会福祉士会との連携」『実践成年後見』第6号、81-88頁参照。
- 26) 有川絹子 (2003) 「成年後見制度におけるソーシャルワーカーの役割に関する調査」『第11回日本社会福祉会全国大会・社会福祉学会』25-26頁参照。
- 27) 石原まさ子 (2001) 「高齢者の身上監護と後見人」『実践成年後見』第2号、121-125頁参照。
- 28) 岡本 均 (2000) 「身上配慮と身上監護 — 現場で求められる身上監護の問題点 —」『実践成年後見』第1号、144頁参照。
- 29) 中西正司・上野千鶴子 (2003) 『当事者主権』岩波新書、179-181頁参照。
- 30) 坂本雅俊 (2001) 「ソーシャルワークにおける「成年後見」についての一考 — ソーシャルワーカーの行動規範から —」『長崎国際大学論叢』第1巻、337頁引用。

参考文献

- 新井 誠編 (2000) 『成年後見 — 法律の解説と活用の方法』有斐閣。
- 新井 誠・西山 詮編 (2002) 『成年後見と意思能力 — 法学と医学のインターフェース』日本評論社。
- 延命政之 (2003) 「市町村長による申立ての必要性和課題 — 実務の現場から —」『実践成年後見』第4号、11-15頁。
- 福田志津枝・古橋エツ子編 (2002) 『これからの高齢者福祉』ミネルヴァ書房。
- 福田幸夫 (2004) 「成年後見制度とソーシャルワークの実践 — 後見活動における社会福祉士の役割に関する考察 —」『筑紫女学園大学紀要』第16号、215-232頁。
- 権利擁護研究会編 (2001) 『ソーシャルワークと権利擁護 — “契約”時代の利用者支援を考える』中央法規。
- 倉田 聡 (2004) 「成年後見における生活支援とは」『実践成年後見』第9号、4-11頁。
- 日本社会福祉士会編 (2002) 『社会福祉の権利擁護実践 — 利用者の声を聴く社会福祉士として』中央法規。
- 日本社会福祉士会成年後見制度促進事業委員会「社会福祉士による成年後見の展開」編集委員会 (2002) 『社会福祉士による成年後見の展開』日本社会福祉士会。
- 西尾祐吾・清水隆則編 (2000) 『社会福祉実践とアドボカシー — 利用者の権利擁護のために』中央法規。
- 小賀野晶一 (2002) 「成年身上監護制度論の展望」『実践成年後見』第3号、82-93頁。
- 小賀野昌一 (2004) 「成年後見法研究の論点」『成年後見法研究』(成年後見法学会)第1号、104-112頁。
- 大曾根寛 (2002) 「社会福祉における苦情解決のあり方と今後の課題 — あいち福祉オンブズマンの活動経験を通して —」『放送大学研究年報』(放送大学)第20号、1-17頁。
- 大曾根寛 (2004) 「消費者として的高齢者・障害者の権利擁護」『実践成年後見』第8号、4-14頁。